

自己負担限度額および標準負担額減額について

●70歳未満の場合

対象者（区分） 年収	自己負担限度額（月額）	4月目以降（月額）	食事代 （1食あたり）
上位所得者（ア） 約1,160万円～	252,600円＋（医療費-842,000円）×1%	140,100円	550円
上位所得者（イ） 約770万～約1,660万円	167,400円＋（医療費-558,000円）×1%	93,000円	550円
一般（ウ） 約370万～約770万円	80,100円＋（医療費-267,000円）×1%	44,400円	550円
一般（エ） ～約370万円	57,600円	44,400円	550円
低所得者（オ） 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	270円（長期入院 該当220円）※

例）医療費300,000円で「一般（ウ）」の場合の自己負担限度額

$$80,100円 + (300,000円 - 267,000円) \times 1\% = 80,430円 \quad (\text{※4月目以降は、44,400円})$$

●70歳以上の場合

対象者（区分） 年収	自己負担限度額（月額）	4月目以降（月額）	食事代 （1食あたり）
現役並み（Ⅲ） 約1,160万円～	252,600円＋（医療費-842,000円）×1%	140,100円	550円
現役並み（Ⅱ） 770万～1,160万円	167,400円＋（医療費-558,000円）×1%	93,000円	550円
現役並み（Ⅰ） 370万～770万円	80,100円＋（医療費-267,000円）×1%	44,400円	550円
一般 156万～370万円	57,600円	44,400円	550円
低所得者（Ⅱ） 住民税非課税世帯	24,600円	24,600円	270円（長期入院 該当220円）※
低所得者（Ⅰ） 住民税非課税世帯 80万円以下等	15,000円	15,000円	130円

●医療費が高額になったときは、上記のとおり自己負担限度額が適用となります。

●自己負担限度額の区分は、前年1月から12月までの所得に応じて決定します。

どの区分に該当するか知りたい場合は、国保の方は市役所へ、健保の方は職場へ確認してください。

●原則、限度額の適用には申請の手続きは不要です。（長期入院該当※の場合は申請が必要です）

※ 長期入院該当：70歳未満の低所得者（オ）と70歳以上の低所得者（Ⅱ）の方には、入院から4ヵ月目より食事代を減額できる制度があります。3ヵ月分の入院費の領収証を市町村役所等に提出し申請手続きをすれば、手続きを行った月の初日から減額が適用されます。発行された限度額適用・標準負担額減額認定証は必ず病院窓口にご提示ください。

- ・国民健康保険証の方は、①保険証②ハンコ③身分証明書④3ヵ月分入院費領収証を市町村役所にご持参ください。
- ・協会けんぽや健康保険組合保険証をお持ちの方は、職場に手続方法をご確認下さい。

○ 「介護保険負担限度額認定証」とは異なりますのでご注意ください。

○ 指定難病受給者証（公費54）をお持ちの場合は、550円の部分は330円になります。